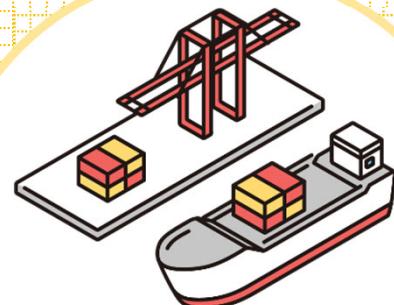


輸出の取組を拡大しませんか？

輸出の拡大に向けて、海外の規制・ニーズに対応した生産への転換、流通体系の構築等の取組を支援します！



EUでニーズのある**有機栽培**に転換したい



地方港を利用して輸送時間を短縮したい

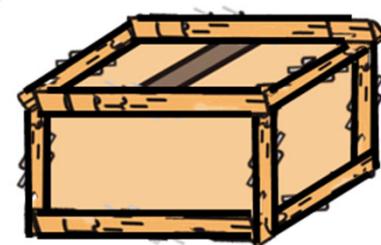
生産の転換



物流体系の構築



輸出用に**低コスト品種**を試験栽培したい



輸出用の**強化段ボール**を開発したい

R7年度補正予算

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

TEL:03-6744-7172

Mail:gfp_daikibo@maff.go.jp



事業HP（農林水産省）

令和7年度補正予算 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト



規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、**地域の関係事業者で組織する輸出促進体制**の下、海外の規制・ニーズに対応した**生産及び流通体系への転換**に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援します。

Point

補助事業を実施するにあたり、以下の3つの項目を実施いただく必要があります

(必須項目①)輸出促進体制の組織化

- 事業実施者
- ① 都道府県
または
 - ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

(必須項目②)生産の転換

取組イメージ

遊休農地等の活用による輸出向け生産拡大



付加価値の高い有機農産物等の生産・輸出の拡大



(必須項目③)流通の転換

取組イメージ

産地リレー等による輸出向けロットの確保



空輸から船便による輸送コストの低減



予算額

16. 5億円(事業者の事業費分)

補助対象
経費

備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費)、資機材費、消耗品費、会場管理費、情報発信費、研修等参加費、転送・保管費、旅費、謝金、委託費、役務費、雜役務費、転換等助成費等

補助率と
上限額

補助率:定額

補助上限額:一般 5,000万円

Flagship Ship Output Product Region
※認定を受けた品目と同一の品目で本事業を活用する場合



Point

補助上限額の引き上げには一定の要件があります！

ポイント
加算

農林水産省の各種事業と連携し、ポイント加算を受けられます！
(以下の取組をすることで、本事業の採択がされやすくなります)

＼認定を受けていれば※ポイント加算！／

- ・輸出事業計画
- ・地域計画
- ・環境負荷低減事業活動実施計画
- ・有機農業実施計画
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画
- ・生産方式革新事業活動の実施に関する計画
- ・農業経営発展計画

※一部計画については、認定を受けていることに加えて、別に定める要件を満たす必要があります。

＼事業を実施している場合はポイント加算！／

- ・輸出向けHACCP等対応施設整備緊急事業
- ・輸出物流構築緊急対策事業



事業のスケジュール（予定）

	事業者 (協議会または都道府県)	
2025年12月		<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の説明
2026年1月		<ul style="list-style-type: none"> ・応募に関する事前相談 <p>※農水省、地方農政局等で対応</p>
2月		農林水産省→事業者
3月		事業者の公募
		事業者の審査
		事業者の採択
4月		事業実施計画の承認・補助金の交付決定
5月		事業の実施 (2027年3月上旬まで)

(注) 翌年度への予算繰越が認められた場合を想定したスケジュール

問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
 TEL:03-6744-7172
 Mail:gfp_daikibo@maff.go.jp



事業HP（農林水産省）